坂井地区（坂井市・あわら市）就労アセスメント様式

（様式1-①）就労アセスメント暫定支給申請書 （特別支援学校等の生徒用）

生徒・保護者　→　行政

**就労アセスメントの実施を希望する皆様へ**

**（就労アセスメント用暫定支給申請の手続きについて）**

在学中に就労移行支援事業所において就労アセスメントが必要な方（卒業後に就労継続支援B型事業所への通所を検討されている方等）は、事前にお住まいの行政で手続きが必要です。手続きの際には、この用紙（暫定支給申請書）を行政の担当窓口（福祉課）へご提出くださいますようお願いいたします。

※就労アセスメントとは、一定期間、就労移行支援事業等を利用し、将来的な就労能力の伸び（成長力）など、本人がもつ「働く力」に着眼し、長きに渡る社会生活の中の就労全般において、就労支援に活用していくものです。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日：　　　　年　　　月　　　日 | 在籍校名： |
| 保護者氏名： | 本人氏名： |
|  | |
| 在学中に就労移行支援事業所での就労アセスメントを受けることができるよう、  暫定支給決定の手続きをお願いします。 | |

* 就労アセスメントは、行政による支給決定（暫定支給）を受けた後、就労移行支援事業所（就労アセスメント実施者）との利用契約が必要です。

また、就労移行支援事業所を利用した日（評価を受けた日、評価終了後に実施される評価会議日）には、放課後等デイサービス、生活介護、短期入所等の障害福祉サービスは利用できません。